

剣道・居合道・杖道 称号・段級位審査規則改定

(令和7年6月1日から施行)

高齢者（65歳以上）に対する修業年限の短縮規定を付加する改定

■剣道称号・段級位審査規則（太文字が追加文章）

p13 規則（新）追加

第17条 段位を受審しようとする者は、個人会員であって、次の各号の条件を満たさなければならない。

- 1 初段 一級受有者で、満13歳以上の者
- 2 二段 初段受有後1年以上修業した者
- 3 三段 二段受有後2年以上修業した者
- 4 四段 三段受有後3年以上修業した者
- 5 五段 四段受有後4年以上修業した者
- 6 六段 五段受有後5年以上修業した者
- 7 七段 六段受有後6年以上修業した者
- 8 八段 七段受有後10年以上修業し、かつ、満46歳以上の者

② 次の各号のいずれかに該当し、地方代表団体の長が特段の事由があると認めた者は、前項の規定にかかわらず、当該段位を受審することができる。

1 二段から五段までの受審を希望し、次の年齢に達した者

受審段位	年 齢
二 段	35 歳
三 段	40 歳
四 段	45 歳
五 段	50 歳

2 初段から五段までの受審を希望し、次の修業年限を経て、特に優秀と認められる者

受審段位	修業年限
初 段	一級受有者
二 段	初段受有後3か月
三 段	二段受有後1年
四 段	三段受有後2年
五 段	四段受有後3年

3 六段から八段までの受審を希望し、年齢65歳以上で、次の修業年限を経た者

受審段位	修業年限
六 段	五段受有後2年
七 段	六段受有後3年
八 段	七段受有後5年

p21 規則（新）追加

附 則

- 1 本規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 財団法人全日本剣道連盟寄附行為に基づいて授与された称号または段位については、本規則施行後においても効力を有するものとする。
- 3 本規則は、平成28年3月17日に一部改定し、平成28年4月1日から施行する。
(審査員選考基準の改定)
- 4 本規則は、平成30年3月14日に一部改定し、平成30年4月1日から施行する。
(審査員選考基準の改定)
- 5 本規則は、令和7年3月6日に一部改定し、令和7年6月1日から施行する。
(修業年限の改定)

■居合道称号・段級位審査規則（太文字が追加文章）

p 3 規則（新）追加

附 則

- 1 本規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 財団法人全日本剣道連盟寄附行為に基づいて授与された称号または段位については、本規則施行後においても効力を有するものとする。
- 3 本規則は、平成28年3月17日に一部改定し、平成28年4月1日から施行する。
(審査員選考基準の改定)
- 4 本規則は、平成30年3月14日に一部改定し、平成30年4月1日から施行する。
(審査員選考基準の改定)
- 5 本規則は、令和7年3月6日に一部改定し、令和7年6月1日から施行する。
(修業年限の改定)

■杖道称号・段級位審査規則（太文字が追加文章）

p 3、5 規則（新）追加

附 則

- 1 本規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 財団法人全日本剣道連盟寄附行為に基づいて授与された称号または段位については、本規則施行後においても効力を有するものとする。
- 3 本規則は、平成28年3月17日に一部改定し、平成28年4月1日から施行する。
(審査員選考基準の改定)
- 4 本規則は、平成30年3月14日に一部改定し、平成30年4月1日から施行する。
(審査員選考基準の改定)
- 5 本規則は、令和7年3月6日に一部改定し、令和7年6月1日から施行する。
(修業年限の改定)